

財政再生計画書（素案からの変更内容）

軽微な文言修正は除く

ページ	財政再生計画（素案）	財政再生計画	説明
(P 1) 第 1 6 点目 第 2	再生判断比率が財政再生基準以上となった要因の分析 このため、平成 1 9 年 3 月に「財政再建計画」を策定し、着実に赤字解消を図っているところであるが、・・・ 計画期間 ・平成 2 1 年度から平成 4 3 年度まで（ 2 2 年間） <u>< 赤字を解消するまでの実質的な計画期間は平成 4 0 年度までの 1 9 年間 ></u>	このため、平成 1 9 年 3 月に<u>地方財政再建促進特別措置法に基づく</u>「財政再建計画」を策定し、<u>市民の理解と協力のもとで</u>着実に赤字解消を図っているところであるが、・・・ ・平成 2 1 年度から平成 4 1 年度まで 2 1 年間 <u>< 赤字を解消する実質的な計画期間は平成 2 2 年度から平成 3 8 年度までの 1 7 年間 ></u>	< は議会の意見によるもの > ・法令名を追加 市民とともに計画推進を図ってきたことを記述 ・計画期間は平成 2 1 年度を含めて記載 ・国、道の支援等を踏まえ、計画期間を実質 2 年短縮 ・実質的な計画期間の記述を明確化
	■ 計画期間短縮に向けた取り組み ○ 普通交付税について、条件不利地域や小規模市町村への配慮を踏まえて算定【効果額 2 3 億円】 ○ 道職員の定数内派遣(最大 4 名)に伴う人件費削減【効果額 2 . 3 億円】 ○ 北海道市町村振興基金の貸付条件見直しに伴う公債費削減【効果額 2 2 . 7 億円】 （償還期間 1 5 年以内を 3 0 年満期一括償還に変更、利率を 1 % から 0 . 5 % に変更） ○ 道の「地域づくり総合交付金」の確保 【効果額 3 . 5 億円】 ○ 過去の住宅整備に係る債務負担の繰上償還に伴う金利軽減【効果額 2 . 5 億円】		

ページ	財政再生計画（素案）	財政再生計画	説明
(P 2) 第 3 1 点目	財政再生の基本方針 ・ <u>本市においては、「財政再建計画」に基づき、巨額の赤字を確実に解消するため、</u>歳入の確保及び全国で最も効率的な水準となるよう徹底した行政のスリム化と事務事業の抜本的な見直しを図ったところであり、平成 2 0 年度までの 3 年間で計画を <u>上回る</u>約 3 1 億円の赤字を解消した。	・ 本市においては、<u>過去の財政悪化に至った種々の要因を踏まえ、巨額の赤字を確実に解消するため、平成 1 8 年度に「財政再建計画」を策定し、</u>歳入の確保及び全国で最も効率的な水準となるよう徹底した行政のスリム化と事務事業の抜本的な見直しを図ったところであり、平成 2 0 年度までの 3 年間で約 3 1 億円の赤字を解消した。	・ 財政再建計画の説明について要因分析と関連させて記述。
1 点目	(2) 歳出の削減 ・ 人件費については、職員の大量退職により、平成 1 8 年 4 月現在の職員数 3 0 9 名が平成 2 1 年 4 月には 1 4 7 名 <u>へと半減し、効率化が十分図られたほか、</u>給与についても全国最低水準を超える大幅な削減を行った。 <u>今後においては、行政サービス維持のための行政執行体制の確保が必要であり、現行職員数を基本として職員数の適正化に努めるとともに、職員給与については類似団体等との適切な比較のもとで削減を行う。</u>	・ 人件費については、職員の大量退職により、平成 1 8 年 4 月 <u>時点</u>の職員数 3 0 9 名が平成 2 1 年 4 月には 1 4 7 名 <u>へと半減することで効率化が大きく進み、</u>給与についても全国最低水準を <u>下回る</u>大幅な削減を行った。 <u>今後においても、行政執行体制の確保に留意しながら、人口規模が同程度の市町村で最も少ない職員数の水準を基本として、夕張市の地域特性等を考慮しつつ職員数の適正化を進めるとともに、職員給与についても全国の市町村の中で最も低い水準を基本として、適切な比較のもとで削減を行う。</u>	・ 効率化が進んだ状況について客観的に記述 ・ 他市町村の職員数・給与の水準を踏まえ、適切な比較を行うことを記述
2 点目	・ 事務事業は市民生活に真に必要なものに限定し、補助金の支出についても必要最小限とする。経常的経費は、 <u>本市の置かれた地理的特殊要因に起因する経費を除き、全国で最も効率的に運営する市町村と同程度となるよう措置する。</u>	・ 事務事業は市民生活に真に必要なものに限定し、補助金の支出についても必要最小限とする。経常的経費は、 <u>効率的な行政運営を継続することにより、徹底した削減を行う。</u>	・ 「全国で最も効率的に運営する市町村」の基準があいまいなため削除

ページ	財政再生計画（素案）	財政再生計画	説明
（ P 3 ）	・公共施設等は大幅な統廃合を行ったところであり、維持管理する施設については必要最小限の経費を計上するとともに、引き続き指定管理者制度の活用などにより経費の削減を図る。	・公共施設等は大幅な統廃合を行ったところであり、維持管理を行う施設については必要最小限の経費を計上するとともに、引き続き指定管理者制度の活用など民間活力の導入による効率化と経費の削減を図る。	民間活力の導入を追加
1 点目	（ 3 ）まちづくりの推進及び高齢者・子育て・教育への配慮 ・（前段略）このため、市中心部への将来的な公共施設の集約と住宅再編事業を進めることにより、コンパクトで効率的なまちづくりを目指すものとする。	・（前段略）このため、市中心部への将来的な公共施設の集約により都市機能を充実するとともに住宅再編事業を進めることで、コンパクトで効率的なまちづくりを目指すものとする。	都市機能の充実を追加
第 4	財政の再生に必要な計画及び歳入又は歳出の増減額 ア 職員数の適正化 ・普通会計職員（消防職員を除く）は、平成 2 1 年 4 月現在で 8 8 人であり、人口千人あたり職員数は 7 . 6 人と人口規模が同程度の市町村の平均 1 1 . 9 人を大きく下回っている。引き続き、・・・	・普通会計職員（消防職員を除く）は、平成 2 1 年 4 月現在で 8 8 人であり、人口千人当たり職員数は 7 . 6 人と人口規模が同程度の市町村の平均 1 1 . 9 人を下回っているが、引き続き、・・・	→ 計画した措置ごとの歳出削減額等を別途記載
（ P 4 ）	イ 一般職給与の削減 ・期末勤勉手当については、削減後の給料を算定基礎とし、支給月数を 1 月削減、役職加算は凍結すること、<u>条例本則の額から約 4 0 % の削減を図る。</u>	・期末勤勉手当については、削減後の給料月額を算出基礎とし、支給月数を 1 月削減、役職加算は凍結する。	・文言整理
5 点目			・ 4 0 % の削減の記述を削除

ページ	財政再生計画（素案）	財政再生計画	説明
（ P 5 ） 1 点目	（ 6 ）投資的経費 ・普通建設事業は真に必要な事業以外は実施しないこととし、事業の抑制と効率的な執行に努め、経費の削減を図る。 <u><計画期間中の主要事業></u> <u>住宅再編整備事業（H22～H27）市立診療所改築（H23～H25）し尿処理場の改築（H23～H26）消防、除雪車両の計画的な更新（計画期間中）</u>	・普通建設事業は真に必要な事業以外は実施しないこととし、事業の抑制と効率的な執行に努め、経費の削減を図る。	・計画期間中の主要事業については経費削減の取り組みではないため削除
2 点目	（ 8 ）他会計繰出金 ・診療所事業会計については、病院事業債や病院職員の退職手当債の償還に係る経費について所要額を繰出す <u>とともに、将来的な会計のあり方を検討する。</u>	・診療所事業会計については、病院事業債や病院職員の退職手当債の償還に係る経費 <u>等について所要額の繰出しを行う。</u>	・「将来的な会計のあり方・・・」は財政再生とは直接関連が薄い ため削除
4 点目	・公共下水道事業会計については、経営健全化計画に基づき、累積赤字約 1 1 億円を一般会計からの繰出しにより <u>計画的に</u> 解消するほか、・・・	・公共下水道事業会計については、経営健全化計画に基づき、 <u>平成 2 1 年度に</u> 累積赤字約 1 1 億円を一般会計からの繰出しにより解消するほか、・・・	・一般会計繰出しを平成 2 1 年度に一括で行うこととしたため記述変更
（ P 6 ） 1 点目	3 地方税その他の収入で滞納に係るものの徴収計画 ・税や使用料等の滞納者に対しては、財産調査や差押さえの推進など法規に基づく厳正な処分を実施し、滞納分の整理を行う。	・税や使用料等の滞納者に対しては、財産調査の <u>推進や滞納処分の強化など法令</u> に基づく厳正な処分を実施し、滞納分の整理を行う。	・文言の明確化

ページ	財政再生計画（素案）	財政再生計画	説明
(P 7) 第 8 1 点目	その他財政の再生に必要な事項 ・夕張市においては、財政再生計画策定に際して、国や道への提案・要望を行っているところであり、引き続きその実現を働きかけ、計画期間の短縮を目指すものとする。	・夕張市においては、財政再生計画策定に際して、国や道への提案・要望を行っているところであり、引き続きその実現を働きかけるとともに歳入の確保と歳出の削減を図り、計画期間の短縮を目指すものとする。	・「歳入の確保と歳出の削減」を追加
2 点目	・財政再建を着実なものとするためには、地域の再生が不可欠である。このため、市民生活や地域再生に関連する懸案事項を本計画に盛り込んだところであるが、財源が限られる中で、計画策定段階で事業費、<u>実施年度などが流動的なもの</u>については計画変更で対応することとした。これらの事業については、実施年度の財政状況、国や道の支援、各種交付金の措置状況を見極め、適切に計画変更を行うこととする。	・財政再建を着実なものとするためには、地域の再生が不可欠である。このため、市民生活や地域再生に関連する懸案事項を本計画に盛り込んだところであるが、財源が限られる中で、計画策定段階で事業費、<u>実施年度等が未確定で、財源が確保できていない事項</u>については計画変更で対応することとした。これらの事業については、実施年度の財政状況、国や道の支援、各種交付金の<u>状況等</u>を見極め、適切に計画変更を行うこととする。	・計画変更で対応する事項の説明を変更
(P 8) 3 点目		<u>・また、人件費については、財政の再建と地域の再生との両立を図る観点から、行政執行体制の確保に留意し、他市町村の動向なども踏まえ、必要に応じて適切な見直しを行うものとする。</u>	・(追加)人件費について必要に応じて適切な見直しを行う旨記載 → 4 点目に消防体制

ページ	財政再生計画（素案）	財政再生計画	説明
5 点目		<u>・本計画においては、再生振替特例債の償還により平成 3 8 年度には実質赤字を解消するものであるが、その後も財政再生団体となる 3 年間については財政状況の改善が見込まれることから、住民福祉の向上を図るための自主的な取組などについて今後検討し、必要な計画変更を行うものとする。</u>	・（追加）実質赤字解消後の 3 年間の財政運営について、より自主的な取り組みが可能となることを記載
6 点目	・夕張市においては、近年、観光・食品関連、農業関連の企業進出が相次いでいるところであり、今後とも積極的な企業誘致を進めることで、定住人口の増加及び地方税の増収に努めるものとする。	・夕張市においては、近年、観光・食品関連、農業関連の企業進出が相次いでいるところであり、今後とも積極的な企業誘致を進める<u>とともに、地場産業の振興を図ることで、</u>定住人口の増加及び地方税の増収<u>などに努め、地域経済の活性化を図るものとする。</u>	地場産業の振興等を追加
7 点目		<u>・夕張市の再生のためには市民、議会、行政が一体となって取り組むことが欠かせないことから、情報公開の推進による透明性の高い行財政運営に努めるとともに、市民参加や民間活力の導入など、市民・企業との協働による活力のあるまちづくりを目指すものとする。</u>	（追加）情報公開と市民参加について記述